

BWF Super500 熊本大会 2025 に係る事務局体制及び大会実施運営等 業務委託契約書(案)

委託者 BWF Super500 熊本大会実行委員会（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、BWF Super500 熊本大会 2025 に係る事務局体制及び大会実施運営等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、BWF Super500 熊本大会 2025 に係る事務局体制及び大会実施運営等業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に委託する業務の内容は、別添「BWF Super500 熊本大会 2025 に係る事務局体制及び大会実施運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約を締結するときに、契約保証金として金〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第10条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第1項の契約保証金を還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約により生ずる義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、

甲の文章による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面によりその旨を通知するものとし、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。ただし、業務の目的や実施内容に支障をきたさない軽微な変更については、書面による通知は要しない。

(仕様に不適合の場合の措置)

第9条 甲は、乙の実施した業務が仕様書に適合していないと認めるときは、乙に対し、業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りではない。

(委託料の支払)

第11条 乙は業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める業務完了届(別紙様式)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による業務完了届を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく第3条に規定する額を請求額とした支払請求書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の支払請求書が正当であると認めるときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに当該支払請求額を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、委託料を前条第2項に規定する期日までに支払わなかった場合は、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額につい

て、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- （1）乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- （2）乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- （3）乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- （4）乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。
- （5）次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に委託料の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

（個人情報保護）

第14条 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「電子情報に関する取扱特記事項」（別紙1）及び「個人情報取扱特記事項」（別紙2）

を守らなければならない。

(従業者の事故)

第15条 業務の実施に関して生じた乙の従業者の事故については、甲は、その責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第16条 甲は、委託期間中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(疑義等の解決)

第18条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和7年（2025年） 月 日

甲 熊本市中央区世安1丁目5-1
BWF Super500 熊本大会実行委員会
委員長 大野 淳

乙 ○○○
○○○
○○○